

(抜粋)

## 小平市廃棄物の減量及び処理に関する条例

### (廃棄物減量等推進審議会)

- 第7条 一般廃棄物の減量等に関する事項について、市長の諮問に応じ調査し、及び審議するため、市長の附属機関として、小平市廃棄物減量等推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。
- 2 審議会は、委員20人以内をもって構成する。
  - 3 委員は、市民、学識経験者等のうちから市長が委嘱する。
  - 4 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
  - 5 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

## 小平市廃棄物の減量及び処理に関する条例施行規則

### (廃棄物減量等推進審議会の組織及び運営)

- 第3条 条例第7条第1項の規定により設置する小平市廃棄物減量等推進審議会(以下「審議会」という。)に、委員の互選による会長及び副会長を置く。
- 2 会長は、会務を総理し、審議회를代表する。
  - 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
  - 4 審議会は、会長が招集する。
  - 5 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
  - 6 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
  - 7 会議は、公開する。ただし、会議を公開することにより、公平かつ円滑な審議が著しく阻害されるおそれがあるときは、審議会の議により非公開とすることができる。
  - 8 会議の傍聴の手續、傍聴人の遵守事項その他会議の公開について必要な事項は、別に定める。
  - 9 会長は、必要に応じて、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聞くことができる。

### (所掌事項)

- 第4条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、答申する。
- (1) 一般廃棄物の処理の基本方針に関する事項
  - (2) 廃棄物の発生抑制、再利用の促進等廃棄物の減量に関する事項
  - (3) その他市長が必要と認める事項

### (部会)

- 第5条 会長が必要と認めたときは、審議会に部会を置くことができる。
- 2 部会は、会長の指名する委員をもって組織する。
  - 3 部会に、当該委員の互選による部会長を置く。
  - 4 部会長は、部会の事務を掌理し、部会の経過及び結果を審議会に報告する。

### (庶務)

- 第6条 審議会の庶務は、環境部において処理する。